

令和 7 年 5 月 16 日

芦屋市庁内無線 LAN 整備業務に関する意見招請について

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

本市では、行政のデジタル化を推進するための基盤整備として本庁舎の無線 LAN 環境の更新を予定しています。

そのため、今年度に当該調達を予定していますが、本件の公告に先立ち、公正・公平な調達を行いたく事業者の皆様には仕様書（案）等についてご意見をいただきたく思います。

お忙しいところ恐れ入りますが、御協力の程よろしく願いいたします。

なお、提案依頼は 9 月頃、契約締結は 11 月頃を予定しています。

1. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する以下の資料に基づき、意見等の提供を依頼します。

(1) 提示資料

（様式 1）秘密保持に係る誓約書を提出していただいた事業者には別途メールで①から③及び⑤の資料を送付します。

①意見招請用仕様書

②（別紙 1）現在のアクセスポイント設置場所

③（別紙 2）本市の想定するアクセスポイント設置場所（参考）

④（様式 1）秘密保持に係る誓約書

⑤（様式 2）意見書

(2) 招請する情報の内容

提示資料等をご確認いただき、本市が求める要件の実現可能性などの観点から応札可能であるか、可能でない場合どの部分が問題になっているかを改めて確認いただきたいと考えています。仕様に関するご意見等があれば、別添の様式 1「意見書」にご記入をお願いします。

2. 意見及び質問回答の提供方法について

(1) 提供希望期限

令和 7 年 6 月 13 日（金）17 時まで

(2) 提供方法

指定様式にご記入いただき、提出意見及び質問回答を、以下の方法でご提供をお願いします。

[提出方法] 電子メール

※メール送付後、本市に対して到着確認の連絡をお願いします。

(3) 提出先・問い合わせ先

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課 担当：井出

連絡先：0797-38-2021

メール：joho@city.ashiya.lg.jp

3. 注意事項

- (1) 情報提供をいただけなかった事業者について不利益に扱うことは一切ありません。
- (2) 御提供いただいた資料は、本市内部での検討資料として利用します。
その際、紙で出力した資料をコピーする可能性があります。御社に断りなく、本市関係職員以外の者へ提供することはいたしません。
- (3) 御提供いただいた資料については、返却いたしません。
- (4) 御提供いただいた資料の内容について、後日問合せを行う場合があります。
- (5) 情報提供に関する費用については各事業者にてご負担をお願いします。